

平成26年 4月25日

長岡市長 森 民夫 様

〒940-0224

申請者 住 所 長岡市東町3番18号

団体名 NPO法人 フォーラム栃尾熱都

代表者 理事長 北村 公



平成26年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金交付申請書

平成26年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	とちお祭り第60回記念歴史パネル展事業							
事業概要	<p>【目的】 栃尾織維祭りから続く伝統行事であるとちお祭りが60回を迎えるにあたり、その歴史をたどる写真パネルを各処に一同に展示し、この文化を絶やすことなく伝承し、盛り上げていくことを目的とする。</p> <p>【内容】 8月の1カ月間、地域内各処に栃尾の歴史写真とともに祭りの写真パネルを展示する。パネル展示場所は、とちパル、栃尾美術館、おりなす、道の駅、栃尾文化センター、長岡市栃尾地域NPO連絡協議会事務所などを予定。写真は一般市民からも募集する。</p>							
補助申請額	下記(F)の額を記入 3 2 0 0 0 0 円							
補助申請額算出の基礎	支出の部合計(A) 400,000円 - 補助対象外経費(B) 0円 = 補助対象経費(C) 400,000円 特定財源(D) 事業を実施することによって得られる収入 のうち、補助対象経費に充てるもの = 0円 $(C)-(D)=\text{補助金算出対象額}$ (補助率) $400,000 \times 80\% = 320,000$ 円 \downarrow 補助金額(E)の千円未満切り捨てた額(F) ※金額の上限は50万円です 320,000円							
事業期間(予定)	着手	平成26年 6月 1日		完了	平成26年 10月31日			
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の概要説明書(第2号様式) <input type="checkbox"/> 事業計画書(第3号様式) <input type="checkbox"/> 事業の收支予算書(第4号様式)							



受付 No /

第2号様式

平成26年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金申請団体の概要

1. 申請団体の概要および申請事業の計画等【公開対象】

ふりがな	えぬびーおーほうじん ふおーらむとちおねつと		
団体名	NPO 法人 フォーラム栃尾熱都		
代表者氏名	(肩書: 理事長) 北村 公		
設立年月日	昭和・平成 18年 3月 1日	構成員数	46 人
設立目的	この法人は、市民及び地域社会が、元気に夢のある生活を目指し、いきいき暮らすため、町づくり推進と支援に関する事業を行うとともに、住民、行政、企業のパートナーシップによる地域社会づくりに寄与することを目的とする。		
これまでの活動実績	地域コミュニティ補助事業 ・平成 18年: 栃尾祭活性化事業 ふるさと創生基金事業 ・平成 20年 21年: まちの景観アップ作戦 ・平成 21年 22年 23年: 栃尾地域再発見セミナー ・平成 21年 栃尾映画先行上映事業共催 ・平成 23年 24年: 傘ぼこ伝承会設立と保存継承事業・平成 23年 アオーレ長岡オープニングイベント ・平成 23年 24年 25年 Wellcom サイン委員会設立と共催		
過去の補助実績 (該当する場合のみ)	年度	補助を受けた制度の名称	補助金額(円)
	18	栃尾の祭り活性化事業	500,000
添付資料	事業計画	・別添「第3号様式 事業計画書」のとおり	
	収支予算等	・別添「第4号様式 事業の収支予算書」のとおり	
	その他、団体をPRするパンフレット等	有	無 (どちらかに○印)

2. 申請団体の連絡先等【公開、非公開を選択※】

事務所所在地	長岡市東町3-18		【公開・非公開】
電話・FAX番号等	電話 52-1373 FAX 同左 Eメールアドレス		【公開・非公開】
担当者連絡先	氏名	佐藤 昭	【公開・非公開】
	住所	長岡市金町1-6-7(NPO 連絡協議会)	
	電話・FAX番号等	電話 77-9052 FAX 同左 Eメールアドレス forum.tco@nct9.ne.jp	
添付資料	名簿またはこれに類するもの	・別添のとおり	【公開・非公開】
	規約またはこれに類するもの	・別添のとおり	【公開・非公開】

※ 個人情報保護の観点から、広く公開してもよいものなら“公開”に、そうでないものは“非公開”に○を付けてください。

※ 2の添付資料(名簿類・規約類)については、交付審査の際の資料として審査関係者に提示する場合があります。

事 業 計 画 書

事 業 名	とちお祭り第60回記念歴史パネル展事業
事 業 実 施 の 目 的 〔 目的 現状 課題 必要性 〕	とちお祭は織維まつりとして始まって以来市民の手づくりの祭として続き、今年で60回を数える歴史ある祭りとなっている。しかし、人口の減少や織維産業の衰退とともに祭りも縮小され、かつてほどの活気は失われてきている現状がある。今回同祭りが60回目を迎えるにあたり、その歴史をたどる写真パネルを各処に一同に展示することで、地域住民の心にかつてのにぎわいを思い起こさせ、この文化を絶やすことなく伝承し、盛り上げていくことを目的とする。
事 業 内 容 〔 実施月日 実施場所 参加者数 実施内容等 〕	8月からの一ヶ月間、栃尾の歴史写真とともに祭りの写真パネルを展示する。展示開始にあたってはオープニングセレモニーを開催し、広くPRする。 展示箇所 1. とちパル 2. 栃尾美術館 3. 栃尾産業交流センター（おりなす） 4. 道の駅R290とちお 5. 栃尾文化センター 6. 長岡市栃尾地域NPO連絡協議会事務所
本 年 度 の 事 業 ス ケ ジ ュ ー ル	6月 準備会開催 写真の募集を開始 7月 写真パネルを作成 PR活動開始(新聞折り込みや市政だよりで情報発信) 8月 展示作業開始 オープニングセレモニー実施 9月 効果検証と実績報告
地 域 活 性 化 の 波 及 性	これまでの祭りを振り返り、60周年記念事業として「写真で見る60年の歴史」を開催することで、祭りの活性化が期待できる。 また、市民からの写真や歴史エピソードを募集することで、祭に関する多くの資料が集まるため、それをもとにした「祭記念写真史」を今後発行し、資料として残していく為の事業につなげていく。

※ 事業の内容は、詳細に記載してください。(別紙也可)

第4号様式

事業の収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳
地域コミュニティ事業補助金(F)	320,000	
自己資金	80,000	
特定財源		
寄附金		
参加費		
その他収入金		
小計(D)	0	
その他	0	
合計	400,000	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内訳
広告宣伝費	130,000	折り込みチラシ、パンフ、ポスターなど
会場使用料	50,000	施設利用料、展示ボード使用料等
作業委託料	20,000	シルバー人材センター
謝礼	20,000	写真提供者などへの謝礼(記念品等)
事務費	30,000	封筒、コピー代など
通信運搬費	20,000	案内状郵送料
原材料費	120,000	パネルボード、額縁など
消耗品費	10,000	
小計(C)	400,000	
補助対象外経費		
小計(B)	0	
合計(A)	400,000	

※ 項目欄が不足する場合は、同類の項目をまとめて記入し、細目は別紙に記載してご提出ください。

NPO 法人フォーラム栃尾熱都（ネット） 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人フォーラム栃尾熱都（ネット）という。
ただし、登記上は、NPO 法人フォーラム栃尾熱都とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新潟県栃尾市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、市民、及び地域社会が、元気に夢のある生活を目指し、いき
いき暮らす為、町づくり推進と支援に関する事業を行うと共に住民、行政、企
業のパートナーシップによる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活
動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る
事業を行う。

- ・まちづくり推進に関する事業及び支援
- ・地域の祭の支援
- ・各種観光イベントやコンサートなどの支援
- ・まちづくりに関するワークショップや各種セミナーの開催
- ・住民、企業、行政への支援、人材育成、提言などの活動
- ・施設運営に関する事業

第3章 会員

(種別)

第 6 条 この法人会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進
法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体で、総会に
おける議決権を有しないもの。

(入会)

第 7 条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 第 3 条の目的に賛同し第 5 条に積極的に支援、協力、参加、出来るもの
- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が、別に定める入会申込書により
理事長に申し込みをする。
- 3 理事長は、前項の申し込みあったときは、正当の理由が、無い限り、入会を認め
なければならない。
- 4 理事長は、第 2 項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人

にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出する事により任意に退会することが出来る。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員の退会は、自由とし以下の各号に至ったとき、その資格を失う。

- (1) 本人からの退会の申し出が、あったとき。
- (2) 本人が、死亡し、又は会員である団体が、消滅したとき。
- (3) 繼続して会費を、滞納し、理事会で、除名を認めたとき。
- (4) 除名されたとき。

(入会金及び会費)

第 10 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号に至ったとき、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合その者に弁明の機会を与える。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以下
- (2) 監事 2名以下

2 理事のうち、1名を理事長、1名以上5名以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 副理事長は、理事長が指名する。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることが、出来ない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。理事長に事故あるときは、その業務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行を監査する。
 - (2) この法人の財産状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為

又は法、定款に違反する重大な事実を発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。
- (5) 理事の業務執行及び財産の状況に関して、意見を述べ、若しくは、理事会の招集を請求することが出来る。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、選任から2年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後も、その後任者が、選任されるまでは、その職務を行う。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が、欠けたとき遅滞なくこれを補充する。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが、出来る。その場合事前にその者に弁明の機会を与える。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないとき。
 - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務の執行に要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人には、事務局長及び職員を置く。
- 2 職員は、理事長が、任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、下記の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 役員の選任、解任、報酬及び職務
 - (5) 事業計画及び収支予算

- (6) 事業報告及び収支決算報告
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金、その他義務の負担、権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後60日以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が、必要と認めたとき招集する。
 - (2) 正会員総数からの3分の1からの書面、FAX及び電子メールによる請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事からの招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったとき、その日から30日以内に臨時総会を招集する。
- 3 総会の招集は、議決事項を含む、必要事項の記入された書面又はFAX又は電子メールをもって10日前までに通知する。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、副理事長が行うが、事故ある時は、理事で互選する。

(定足数)

- 第27条 総会の開催は、正会員の3分の1以上の出席が必要とする。

(決議)

- 第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(表決権)

- 第29条 各正会員の表決権は平等とする。
- 2 やむを得ず、総会に出席出来ない場合は、あらかじめ通知された事項をもつて、他の出席する正会員を代理人として書面をもって表決を委任することが、出来る。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第30条 総会においては、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 日時、場所
 - (2) 正会員数、出席者数、書面出席者委任状数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過、決議の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決に要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 事業計画及び収支予算の変更

(開催)

- 第33条 理事会は、次の事項の各号に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が、必要と認めたとき。
 - (2) 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会は、前条第1号及び第2号の規定による請求があったその日から14日以内に招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、審議事項含む必要事項を記載した書面又はFAX又は電子メールをもって通知する。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の決定によって、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ず理事会に出席出来ない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又はFAX又は電子メールをもって表決することが出来る。
- 3 前項のこの規定で表決した場合、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項の議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記する。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事経過、議決事項
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(会計)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び收支予算は、理事長が作成し、総会の決議を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長が理事会の議決を得て、既定予算の追加、更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、收支計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 余剰金が生じた場合次年度に繰り越す。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第46条 予算をもって定めるほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会において正会員の2分の1以上の出席を必要とし、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項の第1号の事由によるときは、正会員総数の過半数以上の承認を得なければならない。
- 3 前項の第1項の第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(余剰財産の帰属)

第49条 この法人が、解散(合併又は破産による解散を除く)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の決議により選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が、合併しようとするとき、総会において正会員の過半数以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が、これを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、つぎに掲げる者とする。

理 事 長	北村 公	理 事	佐藤 雄
副 理 事 長	三澤 雅義		
理 事	星野 清	同	鈴木 美芳
同	佐藤 昭		

同	飯濱 重男	同	大竹 和久
同	渡辺 納一郎	同	諸橋 雄介
同	阿部 奈津実	同	植村 裕
監事	渡邊 幸夫		
同	桐生 久美子		
3	この法人の設立当初の役員任期は、成立の日から平成19年3月31日までとする。		
4	この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところとする。		
5	この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成19年3月31日までとする。		
6	この法人の設立当初の入会金、および会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。		
(1)	入会金	正会員 (個人) ₪ 5,000 (団体) ₪ 20,000 賛助会員 (個人) ₪ 3,000 (団体) ₪ 10,000	
(2)	年会費	正会員 (個人) ₪ 5,000 (団体) ₪ 20,000 賛助会員 (個人) ₪ 3,000 (団体) ₪ 10,000	

附則(平成23年5月30日)

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成23年10月6日)から施行する。

この写しは、定款の原本と相違ありません。

平成24年1月23日

NPO法人フォーラム栃尾熱都(ネットワーカー)

長岡市東町3番17号

理事長 北村

